

令和7年第10回定例会
議案等参考資料

1 議案第 1 号関係

(1) おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案

現行

別表第3（第6条関係）

区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特別 休 暇	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	子の看護 等休暇 (略)	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	介護休暇	教育相談員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている教育相談員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までその任用期間が満了すること及び教育相談員に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、4時間（当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内
介護時間	教育相談員が要介護者を介護するため、一の継続する3年の期間内	30分 ただし、1日を通じ、	略	略

別表第3（第6条関係）

区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特別 休 暇	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	子の看護 休暇(略)	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	介護休暇	教育相談員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている教育相談員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までその任用期間が満了すること及び教育相談員に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を <u>通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u> （当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内
介護時間	教育相談員が要介護者を介護するため、一の継続する3年の期間内	30分 ただし、1日を通じ、	略	略

改 正 案					現 行				
	続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている教育相談員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	において1日につき2時間（当該教育相談員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲で必要と認められる時間	2時間（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については、2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内			続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている教育相談員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間（当該教育相談員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲で必要と認められる時間	<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u>（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については<u>当該連続した2時間</u>から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内	
備考 略					備考 略				

(2) おいらせ町外国語指導助手設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案						現行																
別表第1（第10条関係）						別表第1（第10条関係）																
区分		事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分		事由	期間	単位	有給 無給 の別											
特別 休暇	略	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略	略											
	略	略	略	略	略		子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略											
	略	略	略	略	略			子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略										
	略	略	略	略	略				子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略									
	略	略	略	略	略					子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略								
	略	略	略	略	略						子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略							
	略	略	略	略	略							子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略						
	略	略	略	略	略								子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略					
	略	略	略	略	略									子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略				
	略	略	略	略	略										子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略			
	略	略	略	略	略											子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略		
	略	略	略	略	略												子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略													子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略
	略	略	略	略	略														子の看護 等休暇 (略)	略	略	略
略	略	略	略	略	子の看護 等休暇 (略)	略	略													略	略	
略	略	略	略	略		子の看護 等休暇 (略)	略	略												略	略	
略	略	略	略	略			子の看護 等休暇 (略)	略	略											略	略	
略	略	略	略	略				子の看護 等休暇 (略)	略	略										略	略	
略	略	略	略	略					子の看護 等休暇 (略)	略	略									略	略	
略	略	略	略	略						子の看護 等休暇 (略)	略	略								略	略	
略	略	略	略	略							子の看護 等休暇 (略)	略	略							略	略	
略	略	略	略	略								子の看護 等休暇 (略)	略	略						略	略	
略	略	略	略	略									子の看護 等休暇 (略)	略	略					略	略	
略	略	略	略	略										子の看護 等休暇 (略)	略	略				略	略	
略	略	略	略	略											子の看護 等休暇 (略)	略	略			略	略	
略	略	略	略	略												子の看護 等休暇 (略)	略	略		略	略	
略	略	略	略	略													子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	子の看護 等休暇 (略)													略	略	略	略	
略	略	略	略	略		子の看護 等休暇 (略)												略	略	略	略	
略	略	略	略	略			子の看護 等休暇 (略)											略	略	略	略	
略	略	略	略	略				子の看護 等休暇 (略)										略	略	略	略	
略	略	略	略	略					子の看護 等休暇 (略)									略	略	略	略	
略	略	略	略	略						子の看護 等休暇 (略)								略	略	略	略	
略	略	略	略	略							子の看護 等休暇 (略)							略	略	略	略	
略	略	略	略	略								子の看護 等休暇 (略)						略	略	略	略	
略	略	略	略	略									子の看護 等休暇 (略)					略	略	略	略	
略	略	略	略	略										子の看護 等休暇 (略)				略	略	略	略	
略	略	略	略	略											子の看護 等休暇 (略)			略	略	略	略	
略	略	略	略	略												子の看護 等休暇 (略)		略	略	略	略	
略	略	略	略	略													子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	子の看護 等休暇 (略)													略	略	略	略	
略	略	略	略	略		子の看護 等休暇 (略)												略	略	略	略	
略	略	略	略	略			子の看護 等休暇 (略)											略	略	略	略	
略	略	略	略	略				子の看護 等休暇 (略)										略	略	略	略	
略	略	略	略	略					子の看護 等休暇 (略)									略	略	略	略	
略	略	略	略	略						子の看護 等休暇 (略)								略	略	略	略	
略	略	略	略	略							子の看護 等休暇 (略)							略	略	略	略	
略	略	略	略	略								子の看護 等休暇 (略)						略	略	略	略	
略	略	略	略	略									子の看護 等休暇 (略)					略	略	略	略	
略	略	略	略	略										子の看護 等休暇 (略)				略	略	略	略	
略	略	略	略	略											子の看護 等休暇 (略)			略	略	略	略	
略	略	略	略	略												子の看護 等休暇 (略)		略	略	略	略	
略	略	略	略	略													子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	子の看護 等休暇 (略)													略	略	略	略	
略	略	略	略	略		子の看護 等休暇 (略)												略	略	略	略	
略	略	略	略	略			子の看護 等休暇 (略)											略	略	略	略	
略	略	略	略	略				子の看護 等休暇 (略)										略	略	略	略	
略	略	略	略	略					子の看護 等休暇 (略)									略	略	略	略	
略	略	略	略	略						子の看護 等休暇 (略)								略	略	略	略	
略	略	略	略	略							子の看護 等休暇 (略)							略	略	略	略	
略	略	略	略	略								子の看護 等休暇 (略)						略	略	略	略	
略	略	略	略	略									子の看護 等休暇 (略)					略	略	略	略	
略	略	略	略	略										子の看護 等休暇 (略)				略	略	略	略	
略	略	略	略	略											子の看護 等休暇 (略)			略	略	略	略	
略	略	略	略	略												子の看護 等休暇 (略)		略	略	略	略	
略	略	略	略	略													子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	子の看護 等休暇 (略)													略	略	略	略	
略	略	略	略	略		子の看護 等休暇 (略)												略	略	略	略	
略	略	略	略	略			子の看護 等休暇 (略)											略	略	略	略	
略	略	略	略	略				子の看護 等休暇 (略)										略	略	略	略	
略	略	略	略	略					子の看護 等休暇 (略)									略	略	略	略	
略	略	略	略	略						子の看護 等休暇 (略)								略	略	略	略	
略	略	略	略	略							子の看護 等休暇 (略)							略	略	略	略	
略	略	略	略	略								子の看護 等休暇 (略)						略	略	略	略	
略	略	略	略	略									子の看護 等休暇 (略)					略	略	略	略	
略	略	略	略	略										子の看護 等休暇 (略)				略	略	略	略	
略	略	略	略	略											子の看護 等休暇 (略)			略	略	略	略	
略	略	略	略	略												子の看護 等休暇 (略)		略	略	略	略	
略	略	略	略	略													子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	子の看護 等休暇 (略)													略	略	略	略	
略	略	略	略	略		子の看護 等休暇 (略)												略	略	略	略	
略	略	略	略	略			子の看護 等休暇 (略)											略	略	略	略	
略	略	略	略	略				子の看護 等休暇 (略)										略	略	略	略	
略	略	略	略	略					子の看護 等休暇 (略)									略	略	略	略	
略	略	略	略	略						子の看護 等休暇 (略)								略	略	略	略	
略	略	略	略	略																		

改 正 案					現 行				
	ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの	1日につき2時間（当該外国語指導助手について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間を超えない範囲で必要と認められる時間	児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については、2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間の範囲内			ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの	1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間（当該外国語指導助手について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間を超えない範囲で必要と認められる時間	から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間の範囲内	
備考 略					備考 略				

(3) おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案

現行

別表第3 (第6条関係)

区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特別 休 暇	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略		
	略	略		
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	子の看護 等休暇 (略)	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	介護休暇	特別支援教育支援員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任用期間が満了すること及び特別支援教育支援員に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間。 ただし、1時間を単位とする場合は、4時間(当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内
介護時間	特別支援教育支援員が要介護者を介護するた	当該連続する3年の期間内	30分 ただし、1日を通じ、	無給

別表第3 (第6条関係)

区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特別 休 暇	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略		
	略	略		
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	子の看護 休暇(略)	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	介護休暇	特別支援教育支援員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任用期間が満了すること及び特別支援教育支援員に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間。 ただし、1時間を単位とする場合は、 <u>1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u> (当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内
介護時間	特別支援教育支援員が要介護者を介護するた	当該連続する3年の期間内	30分 ただし、1日を通じ、	無給

改 正 案					現 行				
	め、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	において1日につき2時間（当該特別支援教育支援員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲で必要と認められる時間	2時間（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については、2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内		め、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間（当該特別支援教育支援員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲で必要と認められる時間	始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内		
備考 略					備考 略				

(4) おいらせ町教育相談支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案					現行				
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)				
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特別 休 暇	略	略	略	略	特別 休 暇	略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	子の看護 等休暇 (略)	略	略	略		子の看護 休暇(略)	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
介護休暇	特別支援教育支援員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任用期間が満了すること及び特別支援教育支援員に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、4時間(当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	無給	介護休暇	特別支援教育支援員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任用期間が満了すること及び特別支援教育支援員に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、 <u>1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u> (当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	無給
介護時間	特別支援教育支援員が要介護者を介護するた	当該連続する3年の期間内	30分 ただし、1日を通じ、	無給	介護時間	特別支援教育支援員が要介護者を介護するた	当該連続する3年の期間内	30分 ただし、1日を通じ、	無給

改 正 案					現 行				
	め、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	において1日につき2時間（当該特別支援教育支援員について1日につき定められた勤務時間から5時間を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間を超えない範囲で必要と認められる時間	2時間（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については、2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内			め、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間（当該特別支援教育支援員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間を超えない範囲で必要と認められる時間	<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u> （育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については <u>当該連続した2時間</u> から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内	
備考 略					備考 略				

(5) おいらせ町ICT支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案

現 行

別表第3（第6条関係）

区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	
特別 休 暇	略	略	略	略	
	略	略	略	略	
	略	略		略	
	略	略		略	
	略	略		略	
	略	略	略	略	
	略	略	略	略	
	略	略	略	略	
	略	略	略	略	
	略	略	略	略	
	略	略	略	略	
	子の看護 等休暇 (略)	略	略	略	略
	略	略	略	略	
	略	略		略	
略	略	略			
略	略	略			
介護休暇	特別支援教育支援員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任用期間が満了すること及び特別支援教育支援員に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、4時間（当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内	無給	
介護時間	特別支援教育支援員が要介護者を介護するた	当該連続する3年の期間内	30分 ただし、1日を通じ、	無給	

別表第3（第6条関係）

区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	
特別 休 暇	略	略	略	略	
	略	略	略	略	
	略	略		略	
	略	略		略	
	略	略		略	略
	略	略	略	略	
	略	略	略	略	
	略	略	略	略	
	略	略	略	略	
	略	略	略	略	
	子の看護 休暇(略)	略	略	略	略
	略	略	略	略	
	略	略		略	
	略	略		略	
略	略	略			
介護休暇	特別支援教育支援員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任用期間が満了すること及び特別支援教育支援員に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を <u>通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u> （当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内	無給	
介護時間	特別支援教育支援員が要介護者を介護するた	当該連続する3年の期間内	30分 ただし、1日を通じ、	無給	

改 正 案					現 行				
	め、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	において1日につき2時間（当該特別支援教育支援員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間を超えない範囲で必要と認められる時間	2時間（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間については、2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内		め、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間（当該特別支援教育支援員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間を超えない範囲で必要と認められる時間	<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u> （育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内		
備考 略					備考 略				